

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年12月21日（金）第2866号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 規 則

- 鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（※）  
（環境林務課取扱い） 1
- 鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（※）  
（総務福利課取扱い） 2

## 告 示

- 有害な映画等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 3
- 有害な図書等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 3
- 入会林野整備計画の認可（森林経営課取扱い） 4
- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 4
- 保安林の指定予定の通知（6件）（森づくり推進課取扱い） 4
- 救急病院等の認定（2件）（地域医療整備課取扱い） 7
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（3件）（社会福祉課取扱い） 7
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（2件）（社会福祉課取扱い） 8
- 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課取扱い） 8
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 8
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 9
- 都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 10

## 公 告

- 落札者等の公告（管財課取扱い） 10

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数（※）  
（選挙管理委員会取扱い） 11

## 規 則

鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第67号

鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年鹿児島県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第4条第1項第5号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第7条第1項中「社団法人鹿児島県森林整備公社（昭和42年8月7日に社団法人鹿児島県林業開発公社という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を「公益社団法人鹿児島県森林整備公社」に改める。

第8条中「社団法人鹿児島県森林整備公社」を「公益社団法人鹿児島県森林整備公社」に改

める。

別記第1号様式中

- 「5 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 6 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 7 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。
- 8 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。」

を

- 「5 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する改善措置についての計画の認定書の写しを添付すること。
- 6 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第13条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 7 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 8 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。
- 9 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県規則第68号

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則（昭和46年鹿児島県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「第9号」の次に「及び第10号」を加え、同条第9号ア中「法第7条第1項」を「法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」に改め、「児童手当」の次に「（法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同号イ中「法第8条第1項」を「法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第8条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同号ウ及びエ中「の規定」を「（これらの規定を法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同号オ中「第12条」の次に「（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同号カ中「法第14条」

を「法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第14条（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同号キ中「第26条第2項」を「第26条第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）」に、「届出」を「届出等」に改め、同号ク及びケ中「の規定」を「（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鹿児島県告示第1350号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8183	平成24年 12月12日	映 画	スワップ狂い 新妻をいじくる	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8184			レズビアン独身寮 密室あり	新日本映像		
8185			SEXカウンセラー 変態めぐり療法	オーピー映画		
8186			家政婦は人妻 舐めまわす	新東宝映画		
8187			美人銀行員を狙え！ 異常レイプ	新日本映像		
8188			巨乳理髪店 乱れ揉みくちや	オーピー映画		
8189			未亡人の太もも 夜ごと悶えて	新東宝映画		
8190			猟色未亡人 着物のままで	新東宝映画		
8191			淫蕩告白 兄嫁の濡れた午後	オーピー映画		

### 鹿児島県告示第1351号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24768	平成24年 12月12日	雑 誌	mini SUGAR 1月号 18425-01	秋水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24769			恋愛熱情ラブパッション 1月号 09657-01	一水社		
24770			無敵恋愛エスガール 1月号 08577-01	ぶんか社		
24771			恋愛チェリーピンク 1月号 17744-1	秋田書店		
24772			恋愛天国パラダイス 1月号 09675-1	竹書房		
24773			オトナの愛と快樂 19668-01	宙出版		
24774			COMIC ポブリクラブ 1月号 13759-01	マックス		
24775			コミック シグマ vol.71 03872-01	茜新社		
24776			アクションビザッツDX	双葉社		

		1月号	11463-1		
24777		COMIC ペンギンセレブ		富士美出版	
		1月号	13787-1		
24778		コミック ホットミルク		コアマガジ	
		1月号	13941-01	ン	

**鹿児島県告示第1352号**

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、出水郡長島町川床地区入会林野整備組合代表者大堂正秋の認可申請に係る川床地区入会林野整備計画を平成24年12月11日認可した。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第1353号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 保安林の所在場所

南さつま市大浦町字テラン迫9495番6, 9495番129, 9495番144, 字向山10338番20, 10340番1, 10341番1, 10341番4, 10342番1, 10343番, 字本山11450番1, 字二之渡瀬比良16423番, 16424番

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1354号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 保安林予定森林の所在場所

鹿屋市上高隈町2363番1, 2363番2, 2368番

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第1355号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
曾於市財部町下財部字高塚6031番6
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第1356号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
伊佐市大口篠原字道ノ上746番66, 746番67
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第1357号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
伊佐市大口大島字上ノ原836番1, 836番2, 837番1, 837番9, 839番13, 839番73
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1358号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
伊佐市大口曾木字鳥追掛2204番1, 2210番1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1359号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
曾於郡大崎町野方字佐土原4665番2, 4668番1, 4670番1, 4670番2, 4670番10, 4670番11, 4675番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1360号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
沖永良部徳洲会病院	大島郡知名町瀬利覚2208

2 認定の有効期限

平成27年12月9日

### 鹿児島県告示第1361号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
与論徳洲会病院	大島郡与論町茶花403-1

2 認定の有効期限

平成27年12月9日

### 鹿児島県告示第1362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
ファイン調剤薬局	薩摩川内市原田町1番26号	平成24年9月30日
イブスキ薬局	指宿市湊1-9-10	平成24年10月31日

### 鹿児島県告示第1363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
通所介護センターちひろの里	熊毛郡屋久島町原914-17	平成24年10月31日

## 鹿児島県告示第1364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けたあん摩マッサージ指圧師から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	住 所	廃止年月日
森和紀	霧島市国分野口町20-43プロム ナードF102号室	平成24年4月30日

## 鹿児島県告示第1365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地  
デイサービス未里Ⅱ  
肝属郡錦江町神川752番地

## 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業所の所在地	鹿屋市田崎町2345-2番地	肝属郡錦江町神川752番地	平成24年11月1日

## 鹿児島県告示第1366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地  
菱刈中央医院  
伊佐市菱刈前目790-1

## 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業所の名称	居宅介護支援事業所 心晴	菱刈中央医院	平成24年11月1日

## 鹿児島県告示第1367号

土地改良事業県営農道整備（旧：樹園地農道網整備）（農道整備）仲勝地区の工事は、平成24年2月6日に完了した。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第1368号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・岩川3, 急・摩手代1, 急・山崎1, 急・筒口1, 急・山口1, 急・橋ノ元1, 急・馬道1, 急・馬道2, 急・愛宕1, 急・山口2, 急・古屋敷1, 急・丸山1, 急・柳川1, 急・前迫3, 急・七十地1, 急・迫田1, 急・金井川1, 急・城之田1, 急・金井川2, 急・浜口1, 急・浜口2, 急・前ノ平1, 急・新山1, 急・中平1, 急・小里1, 急・中菌1, 急・城1, 急・竹中1, 急・白浜1, 急・千田1, 急・平尾1, 急・苗代1, 急・尾塚1, 急・平1, 急・大平1, 急・引地1, 急・引地2, 急・仮屋1, 急・宮川1及び急・茶菌1
土石流	薩摩川内市	土・櫻ヶ迫1, 土・櫻ヶ迫2, 土・山神1, 土・山神2, 土・倉谷3, 土・持ヶ迫1, 土・摩手代1, 土・摩手代2, 土・山崎1, 土・山崎2, 土・山崎3, 土・摩手代3, 土・摩手代4, 土・摩手代5, 土・筒口1, 土・椎貝1, 土・椎貝2, 土・馬道1, 土・馬道2, 土・水深1, 土・桃林1, 土・橋ノ元1, 土・奥戸1, 土・橋ノ元2, 土・大良1, 土・愛宕1, 土・愛宕2, 土・牟田頭1, 土・牟田頭2, 土・西城山平1, 土・沖迫1, 土・板尾崎1, 土・柳川1, 土・鹿島1, 土・桐1, 土・前迫1, 土・迫田1, 土・金井川1, 土・浜口1, 土・浜口2, 土・松元1, 土・坂ノ下1, 土・敷樋1, 土・新山1, 土・下道1, 土・下道2, 土・七十地1, 土・中菌1, 土・城1, 土・長迫1, 土・二反平1, 土・苗代1, 土・鳥ノ巢1, 土・大平1, 土・尾塚1, 土・落1, 土・宮川1, 土・名草1, 土・茶菌1, 土・坂ノ下2及び土・長迫2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部甌島支所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1369号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・岩川3, 急・摩手代1, 急・山崎1, 急・筒口1, 急・山口1, 急・橋ノ元1, 急・馬道1, 急・馬道2, 急・愛宕1, 急・山口2, 急・古屋敷1, 急・丸山1, 急・柳川1, 急・前迫3, 急・七十地1, 急・迫田1, 急・金井川1, 急・城之田1, 急・金井川2, 急・浜口1, 急・浜口

		2, 急・前ノ平1, 急・新山1, 急・中平1, 急・小里1, 急・中菌1, 急・城1, 急・竹中1, 急・白浜1, 急・千田1, 急・平尾1, 急・苗代1, 急・尾塚1, 急・平1, 急・大平1, 急・引地1, 急・引地2, 急・仮屋1, 急・宮川1及び急・茶菌1
土石流	薩摩川内市	土・櫻ヶ迫1, 土・櫻ヶ迫2, 土・山神2, 土・倉谷3, 土・持ヶ迫1, 土・摩手代1, 土・山崎1, 土・山崎2, 土・山崎3, 土・摩手代3, 土・摩手代4, 土・摩手代5, 土・筒口1, 土・椎貝1, 土・椎貝2, 土・馬道1, 土・馬道2, 土・水深1, 土・桃林1, 土・橋ノ元1, 土・奥戸1, 土・橋ノ元2, 土・愛宕1, 土・愛宕2, 土・牟田頭1, 土・西城山平1, 土・沖迫1, 土・板尾崎1, 土・柳川1, 土・鹿島1, 土・桐1, 土・前迫1, 土・迫田1, 土・金井川1, 土・浜口2, 土・松元1, 土・坂ノ下1, 土・敷樋1, 土・下道1, 土・下道2, 土・城1, 土・長迫1, 土・二反平1, 土・鳥ノ巢1, 土・大平1, 土・尾塚1, 土・落1, 土・宮川1, 土・名草1, 土・茶菌1及び土・坂ノ下2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部甌島支所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1370号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により西之表市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 西之表都市計画ごみ焼却場
  - (2) 名称 西之表市営ごみ焼却場
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

## 公 告

### 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年12月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
GPS追従型線量率測定装置 30台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日  
平成24年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立アロカメディカル株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市紫原五丁目16番8号
- 5 落札金額

27,279,000円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成24年10月9日

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第81号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

なお、平成23年12月27日付け鹿児島県選挙管理委員会告示第32号（海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数）は、廃止する。

平成24年12月21日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島海区	2,164人
熊毛海区	142人
奄美大島海区	402人